

「機関リポジトリの次の一手を考える」シリーズ勉強会第 17回

ちまたわ vol. 6

# リポジトリ登録にお金かかるの？

IEEE Repository License Feeと  
ACS Article Development Charge

2025/7/18 (金) 9:30-10:00  
話題提供: 上野耕平(電気通信大)  
村西明日香(名古屋大)



## 目次

- 「IEEE Repository License Fee等に対する声明について」
- IEEE Repository License Feeとは？
- ACS Article Development Chargeとは？
- 何が問題なの？
- 結局、支払いは必要なの？



## 「IEEE Repository License Fee等に対する声明について」

2025年6月26日に、オープンアクセスリポジトリ連合Confederation of Open Access Repositories (COAR) からIEEE Repository License Fee等に対する声明が出されました。

原文

: <https://coar-repositories.org/news-updates/unfair-publisher-fees-for-deposit-into-repositories-highlight-the-need-for-authors-to-exercise-their-rights/>

日本語訳 (JPCOAR):

<https://ipcoar.repo.nii.ac.jp/ieeestatement>



## わたしの疑問

- そもそもIEEE Repository License FeeやACSのArticle Development Chargeってなに？
- 何が問題なの？  
(支払いが増えるのは問題だけど、出版に必要な対価じゃないの？)
- 結局、支払いは必要なの？ 教員に聞かれたらなんて答えればいい？



## IEEE Repository License Feeとは？

- APCを払った Gold OA論文  
→VORにCC BYライセンスを付与して、リポジトリに載せて OK！
- APCを払っていない非 OA論文  
→最終稿をリポジトリに載せてよいが、CC BYはつけちゃダメ
- **Repository License Feeを払った非 OA論文**  
→最終稿にCC BYライセンスを付与して、リポジトリに載せて OK！  
CC BYでリポジトリに載せることを助成機関 / 所属機関から義務付けられている場合のみ この仕組みが使える

“Repository License Fee”. 2025-03-14. <https://open.ieee.org/repository-license-fee/>



## ACS Article Development Chargeとは？

- **APCを払った Gold OA論文**  
→VORは即時OA、最終稿は12か月後にリポジトリに載せてOK
- **12か月エンバーゴありにする代わりに割引で APCを払った Gold OA論文**  
→VORは12か月後にOA、最終稿は12か月後にリポジトリに載せてOK
- **APCを払っていない非 OA論文**  
→VORは非OA、最終稿は12か月後にリポジトリに載せてOK
- **Article Development Chargeを払った論文**  
→VORは非OA(または12か月後にOA)、最終稿は即時リポジトリに載せてOK  
機関がAPCの包括契約をしておらず、助成機関 / 所属機関によるエンバーゴなし GreenOAを推奨する文言がある場合のみ、この仕組みが使える

“Open Access Pricing for Authors”. <https://acsopenscience.org/researchers/oa-pricing/>



## 何が問題なの？

- 料金設定に根拠がない！「提供されるサービスに対して対価を払う」ものじゃない！
- 資金がなくてもオープンアクセスが達成できるように策定されている、助成機関 / 所属機関の方針の意図に反する！
- 出版社版を読むために購読料を払い、著者最終稿をオープンアクセスにするためにさらに料金を払うだなんて、二重払いだ！

大学や研究機関が自らの学術成果をオープンにすることを妨げる！

こうした出版社の手口を波及させてはならない！



## 結局、支払いは必要なの？

### A. 日本の即時オープンアクセス義務化に対応するだけなら不要

日本の即時オープンアクセス義務化においては、

- CCライセンスの付与は義務化されていない
- エンバーゴにより即時にOAにできなくても、エンバーゴ終了後にOAにすればOK！

とは言え、研究者が希望するのであれば反対するものでもない。

参考:「学術論文等の即時オープンアクセスの実現に向けた基本方針」(統合イノベーション戦略推進会議令和6年2月 日決定)の実施にあたっての具体的方策2024-10-08. [https://www8.cao.go.jp/cstp/openscience/r6\\_0221/hosaku.pdf](https://www8.cao.go.jp/cstp/openscience/r6_0221/hosaku.pdf)



## 結局、支払いは必要なの？

ちなみに、新しいNIH Public Access Policyは...

- NIHから助成金を受けた場合、エンバーゴなしでPubMed Centralで公開しなくてはならない
- CC BYライセンスは義務付けられていないので、IEEEのRepository License Feeは払わなくてよさそう
- ACSのArticle Development Chargeについては「出版社の出方待ち」
  - NIHや連邦政府機関は、助成の必須条件として、論文を含む著作物使用の権利を取得している
  - ACSの出版契約は著者に対して著作権譲渡を求めているが、他の権利者(例えば連邦政府)には何も求めている
  - 著者に対してエンバーゴなしでリポジトリに搭載するのは禁止しているが、連邦政府機関に対しては禁止していない

参考: "The NIH Public Access Policy: Q&A for Authors". 2025-06-06.

<https://www.authorsalliance.org/2025/06/06/the-nih-public-access-policy-ga-for-authors/>



どう対応する？

みんなで考えよう！

(声明では権利保持戦略に言及していますが、それは深い話題なので別の機会に ...)